

平成30年11月30日

平塚市 契約検査課

## 公共施設管理業務委託 インセンティブ発注について

本市の公共施設管理業務一般競争入札の参加に関し、次のように取り扱います。

### 〈インセンティブ発注の概要〉

事業者の社会貢献実績を評価するため、社会貢献事業者及びワークライフバランス推進事業者を、入札において優遇する制度を採り入れます。公告の時点で、次のどちらかの要件を満たすことがインセンティブ発注案件の参加条件となります。

#### ○インセンティブの種類

##### (1) 社会貢献事業者

社会貢献への意欲を高めるため、本市との災害協定を締結している団体に所属している事業者を対象とするもの。

##### (2) ワークライフバランス推進事業者

「ワークライフバランス」や「働き方改革」に基づき、平塚市イクボス宣言企業制度に登録している事業者を対象とするもの。

※「平塚市イクボス宣言企業制度」の詳細については、次のページを御参照ください。

[http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/jinken/page42\\_00011.html](http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/jinken/page42_00011.html)

(平塚市人権・男女共同参画課のページ)

### 〈注意事項〉

(1) 平塚市内に本店又は受任地を有し、かながわ電子入札共同システム登録者を対象とします。

(2) インセンティブ対象案件公告時に平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止の措置対象者は参加できません。

(3) その他、インセンティブ発注対象者としてふさわしくない行為があったと認められる事業者は参加できません。

平成31年度分の案件に対して設定するかについては、現時点では決定していません。

入札の参加を希望される事業者のみなさまにおかれましては、公告文及び案件概要書を御確認いただくとともに、本市の取組について御理解をいただきますようお願いいたします。

以 上